

民生病院常任委員会

日 時 令和2年6月18日(木)午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(11件)

- 議案第36号 令和2年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第37号 令和2年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第41号 射水市手数料条例の一部改正について
議案第42号 射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第43号 射水市介護保険条例の一部改正について
議案第44号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第45号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
議案第46号 射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第47号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第48号 射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について
議案第54号 旧大島社会福祉センター改修(建築主体)工事請負契約について

2 報告事項(9件)

4月初委員会報告事項

- 大島コミュニティセンター整備計画について
(市民生活部 地域振興・文化課 資料1)
令和2年度提案型市民協働事業について
(市民生活部 地域振興・文化課 資料2)

6月定例会報告事項

- コミュニティバス・デマンドタクシーについて
(市民生活部 生活安全課 資料1)
万葉線について
(市民生活部 生活安全課 資料2)
公共交通コーディネーター(地域おこし協力隊)の任用について
(市民生活部 生活安全課 資料3)

「射水市生活困窮者住居確保給付金」の支給対象の拡大について

(福祉保健部 社会福祉課 資料1)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免について

(福祉保健部 介護保険課 資料1)

令和元年度介護保険事業執行状況等について

(福祉保健部 介護保険課 資料2)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

(福祉保健部 保険年金課 資料1)

3 市内施設説明(視察を予定していた施設)

本江コミュニティセンターについて

グループホーム北高木について

新湊うみいろこども園について

4 その他

令和2年度 各部・課等所管事項、主要事業について

その他

大島コミュニティセンター整備計画について

1 概要

現在の大島コミュニティセンターは耐震性不足のため、射水市社会福祉協議会から射水市大島社会福祉センターを譲り受け、同センターの大規模改修工事を行い、大島コミュニティセンターとして整備するもの。

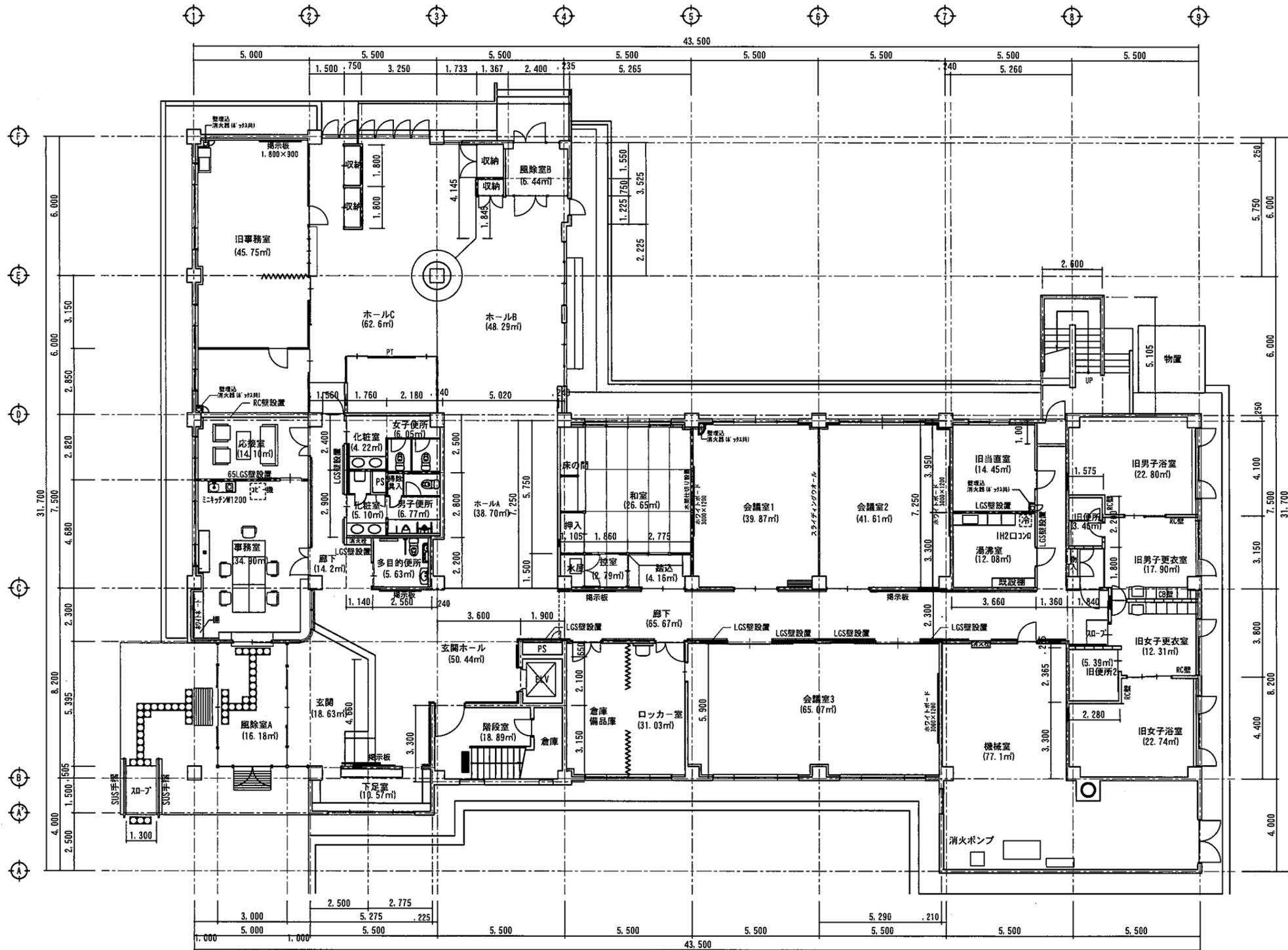
2 整備内容

建設場所	射水市小島700番地1
敷地面積	2,376.82㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建
建築面積	943.58㎡
延床面積	2,168.90㎡
施設概要	大・中・小会議室、和室、研修室、ボランティアルーム 調理実習室、大ホール、事務室、トイレ、倉庫等
主な改修	屋根防水、外壁塗装(石綿除去を含む。)及び断熱工事、冷暖房 設備の更新、照明器具のLED更新、トイレ改修及び衛生器具 の更新、各室の機能改修及び床、壁、天井材の更新

3 今後の予定

令和2年	4月1日	射水市社会福祉協議会から建物の寄附受入
	5月	建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 入札・契約 (建築主体工事は仮契約)
	6月	契約案件を6月定例会へ提出 議決後、建築主体工事を本契約
	7月	着工
令和3年	3月	完成、竣工式
	4月	供用開始

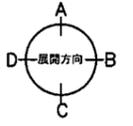
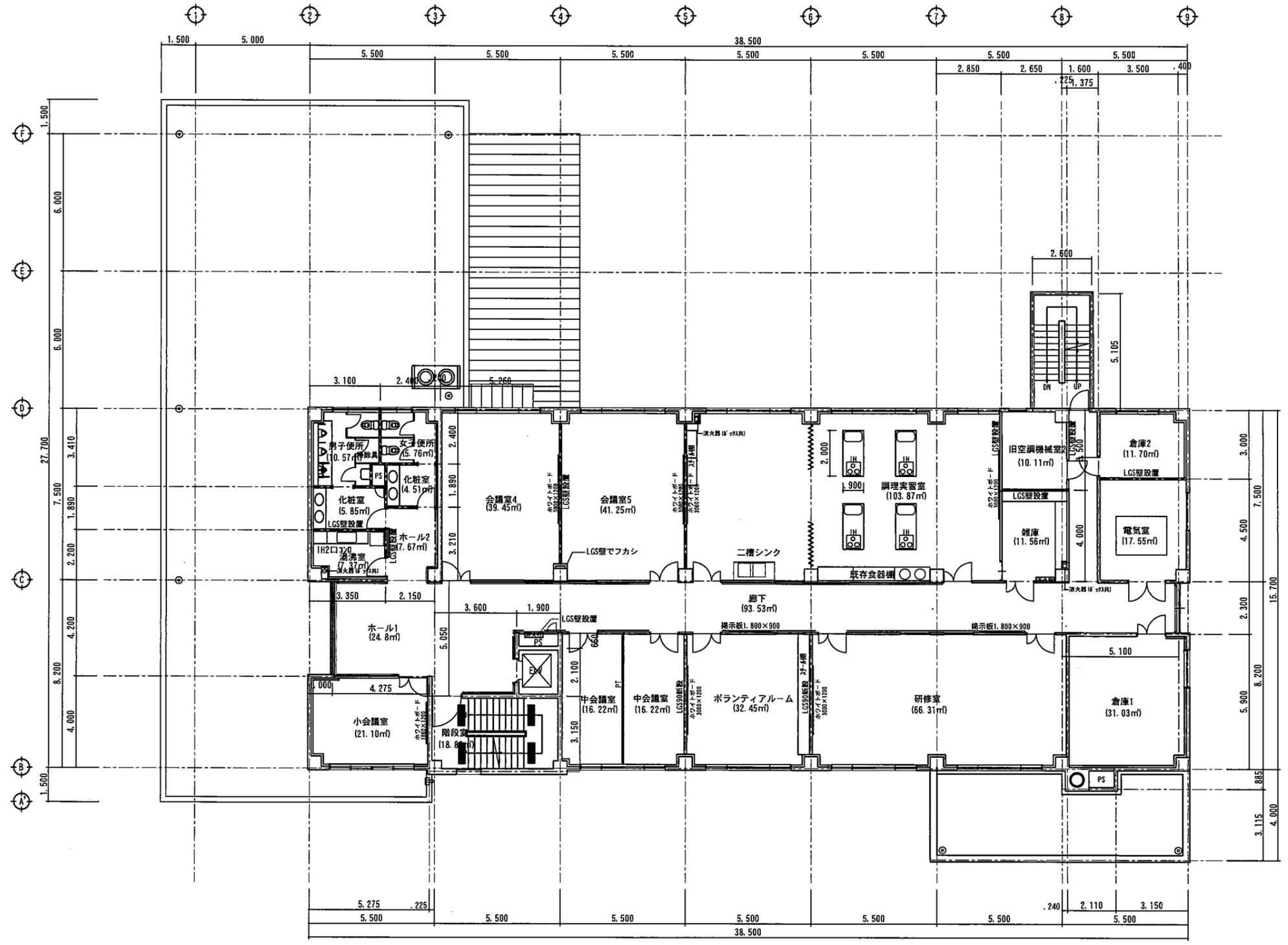
現大島コミュニティセンターは、整備完了後に解体の予定



改修後1階平面図 S=1/100

縮尺 A1版: 1/100
A3版: 1/200

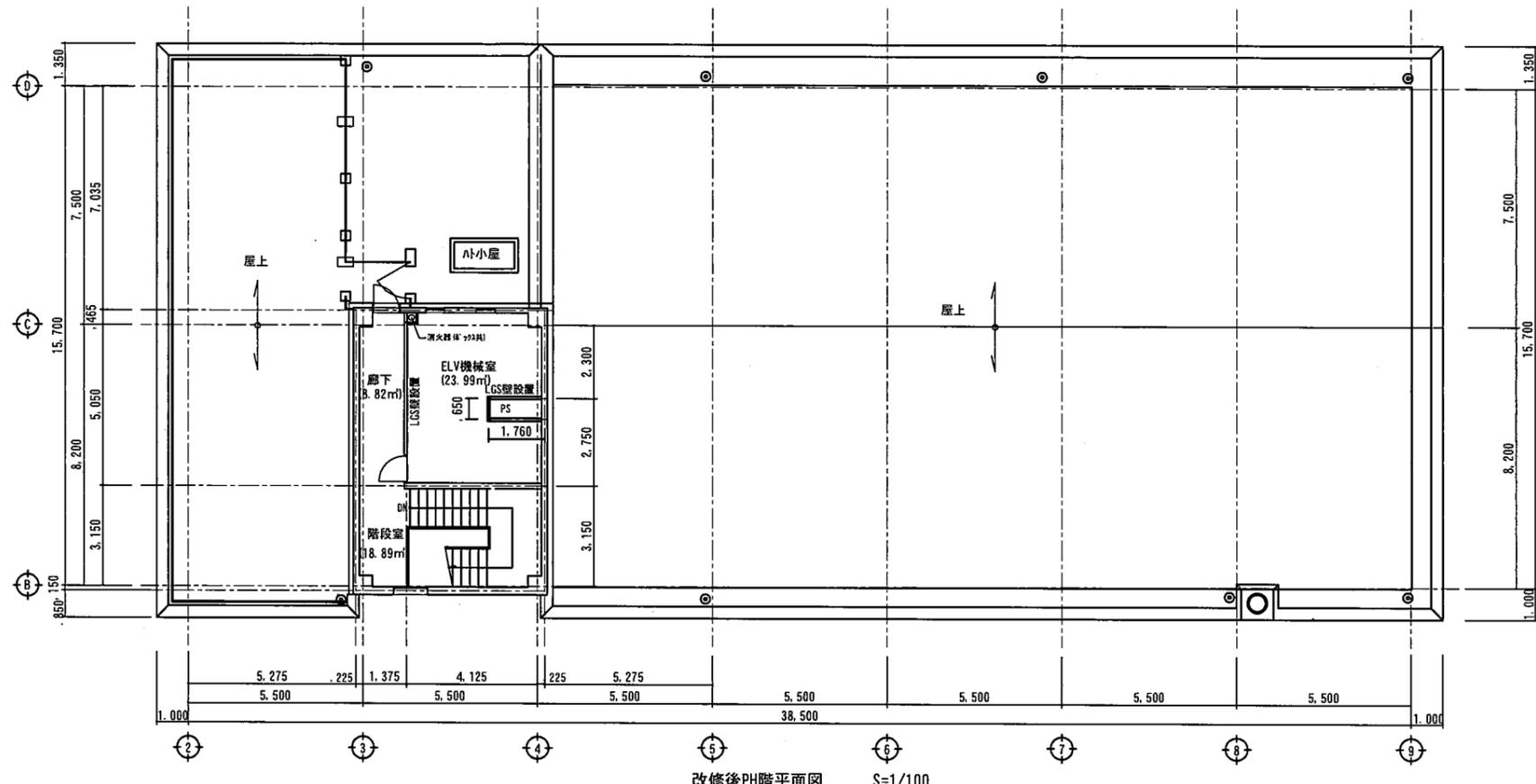
工事名	大島社会福祉センター改修工事
図面名	改修後1階平面図
設計者	株式会社 大代設計
管理/監理	管理/監理 株式会社 大代設計
事務所	東京都中央区本町2-5-15 大代ビル2F
TEL	03-5561-5555 FAX
FAX	03-5561-1859



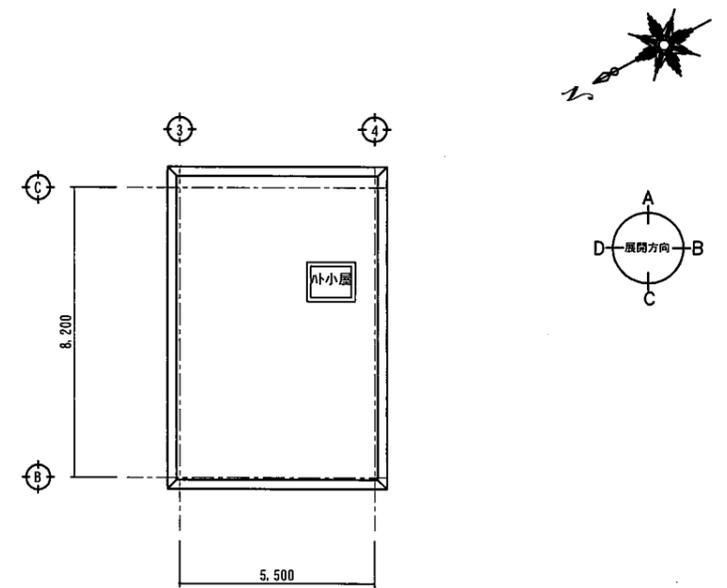
改修後2階平面図 S=1/100

縮尺 A1版: 1/100
A3版: 1/200

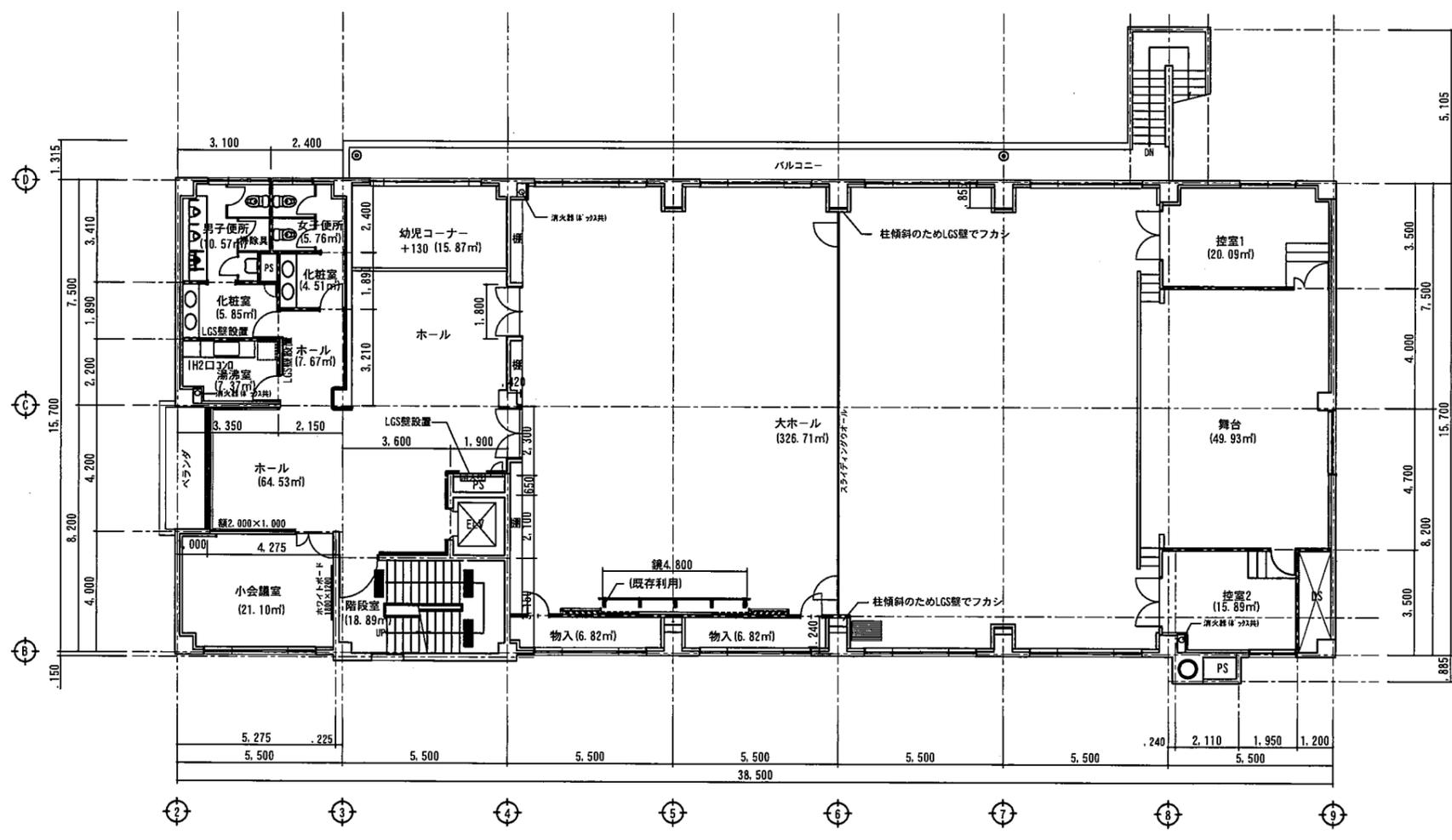
工事名	大島社会福祉センター改修工事
図面名	改修後2階平面図
株式会社 大代設計	
管理1級建築士登録 第187307 辻信行	
富山県富山市松木552番地の2 TEL 0769-84-5865 FAX84-1059	



改修後PH階平面図 S=1/100



改修後PH階屋根伏図 S=1/100



改修後3階平面図 S=1/100

縮尺 A1版: 1/100
A3版: 1/200

工事名	大島社会福祉センター改修工事
図面名	改修後3階、PH階平面図
設計者	株式会社 大代設計
管理1級建築士登録	第187307 辻 慎行
富山県射水市松木552番地の2	TEL 0756-84-5585 FAX84-1859

令和2年度提案型市民協働事業について

【公募提案型市民協働事業】

(新規): 2事業 (補助率等): 対象事業費の3/4に相当する額(上限100万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 若い世代が活動して育てる 田舎 ～射水南部丘陵(里山)魅力発信～	一般社団法人 金山里山の会	960千円	720千円	射水南部丘陵の里山は荒廃が進んでいるため、森林や林道の整備やワークショップ、里山体験交流会、地域資源を見える化した航空写真等の作成を通して里山の活用を図り、交流人口の増加や持続可能な里山整備を目指す。
2 FUKUTAN健康寿命延伸プロジェクト	富山福祉短期大学	1,020千円	765千円	定期的運動実施者の活動能力・認知機能の調査や、運動教室、ITを活用した仲間づくりプログラム等の介護予防事業を実施し、地域ぐるみでの健康寿命の延伸を目指す。

(2年目): 3事業 (補助率等): 対象事業費の2/3に相当する額(上限100万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 ふるさと再発見「甦れ内川！ - 魚・水・環境 -」 (内川で“釣”を楽しみ、内川環境美化に取り組む活動)	NPO法人 水辺のまち新湊	750千円	500千円	内川の情景を残すためには、景観保全と共に環境保全にも目を向ける必要があるため、清掃活動や釣り大会、講座等の内川の水辺環境と生態系の保全を啓発する活動に取り組む。また、内川周辺が抱える課題に取り組む支援者の育成を図る。
2 「We Love 右門」- 生誕300年の記念すべき年に -	小杉まちづくり協議会	675千円	450千円	歴史にスポットを当てたまちづくりとして、日本史上で輝く業績を残した藤井右門の人物像を取り上げた紙芝居や舞台劇の制作・上演を行うことで、市民とふるさとの偉人の情報を共有し、コミュニティの強化に寄与する。
3 のじた盆踊り継承事業	のじた踊り屋台保存会	980千円	520千円	かつて新湊市や射水郡の一带に盆踊りとして伝えられてきたのじた踊りの継承と普及に努め、郷土芸能として定着させることで、射水市民の一体感の醸成や郷土愛の醸成、地域の活性化につなげる。

(3年目): 1事業 (補助率等): 対象事業費の1/3に相当する額(上限100万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 射水丘陵における希少生物 (絶滅危惧種)・地域在来生物の保存に関する事業	NPO法人 自然環境ネットワーク 射水市ビオトープ協会	2,002千円	667千円	里山地域の多い射水市において、生物多様性・生態系の理念を啓発し、希少動植物・地域在来動植物の保存を図るとともに、里山の生物多様性の衰退を防ぎ、地域の活性化を図るため、生物多様性保存型ビオトープを活用した市民等への啓発活動を行う。

【地域提案型市民協働事業】

(新規): 2事業 (補助率等): 市長が必要と認める経費に相当する額(上限20万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 振り返る未来研究会	放生津地域振興会	300千円	200千円	災害や名所旧跡、地名の由来、歴史上の人物等、放生津地域の歴史・文化を学び、研究することで、地域課題解決の糸口を探り、未来志向の意識を共有する。
2 次世代に残そう! 地域の祭囃子	大門地域振興会	155千円	155千円	少子高齢化が進み、祭礼の担い手が減少傾向にある中、町内の垣根を超えて大門地域全体で小中学生らに祭囃子を伝承する機会を設け、地域の文化を継承していく。

(2年目): 2事業 (補助率等): 対象事業費の2/3に相当する額(上限20万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 児童・地域住民で作る多目的芝生広場	堀岡地域振興会	165千円	109千円	地域の力を生かした子育ての場、住民交流の場とするため、住民参加の植え込み作業等を行い、多目的芝生広場を造成する。
1 小杉地区の母なる下条川の魅力向上作戦	戸破地域振興会	320千円	200千円	地域住民が母なる下条川を大切に作る心を養い、下条川沿いの更なる魅力向上を図るため、桜の開花時期に合わせて花が咲くよう、下条川の土手沿いにスイセンの植え込みと清掃活動を行う。

(3年目): 1事業 (補助率等): 対象事業費の1/2に相当する額(上限20万円)

事業名	団体名	事業費	補助金 要望額	事業概要
1 黒河地区竹林環境整備事業	黒河地域振興会	650千円	200千円	竹林地の荒廃が懸念されている中、遊歩道の設置をはじめとした環境整備に地域全体で取り組み、竹林を活用した地域住民交流の場づくりを行い、地域の活性化を推進していく。 また、竹林管理の後継者育成にもつなげていく。

コミュニティバス・デマンドタクシーについて

(1) コミュニティバス

コミュニティバスは、平成19年4月から本格運行を開始し、主に公共交通の空白地帯の解消、移動制約者の日中の移手段の確保を目的に、運行実績や地域住民等からの意向・需要等を調査・把握し、運行ルート等を見直しながら、可能な限りその利便性の向上を図ってきた。

令和元年度の総利用者数は、暖冬や新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度と比較し、28,619人減の375,770人となった。

利用状況 (4/1～3/31 366日間)

(単位:人)

路線	路線名	利用者数	前年度比 (%)	1日当たり乗車人数	1便当たり乗車人数	平日利用者	平日1日当たり	平日1便当たり	土日祝利用者	土日祝1日当たり	土日祝1便当たり
	中央幹線	27,020 (24,262)	111.4	110.7	5.0	27,020 (24,262)	110.7	5.0			
	新湊・大門線	31,154 (35,183)	88.5	85.1	8.8	26,110 (30,115)	107.0	9.7	5,044 (5,068)	41.3	5.9
	新湊・本江線	48,031 (69,283)	69.3	131.2	12.7	39,681 (58,030)	162.6	14.8	8,350 (11,253)	68.4	7.6
	七美・作道經由庄西線	11,926 (15,385)	77.5	32.6	4.1	11,125 (13,886)	45.6	4.6	801 (1,499)	6.6	1.6
	塚原・作道循環線	2,471 (1,896)	130.3	10.1	1.7	2,471 (1,896)	10.1	1.7			
	新湊・越中大門駅線	25,856 (24,290)	106.4	70.6	10.6	23,423 (22,155)	96.0	12.8	2,433 (2,135)	19.9	4.0
	新湊・呉羽駅線	12,898 (14,369)	89.8	35.2	6.6	11,150 (12,496)	45.7	7.6	1,748 (1,873)	14.3	3.6
	新湊・小杉線	70,186 (71,130)	98.7	191.8	18.0	56,243 (57,616)	230.5	18.4	13,943 (13,514)	114.3	16.3
	大島・小杉經由大門線	389 (605)	64.3	6.7	4.5	389 (605)	6.7	4.5			
	浅井・大門經由小杉駅線	3,300 (3,093)	106.7	56.9	37.9	3,300 (3,093)	56.9	37.9			
	樺田・大門經由小杉駅線	805 (296)	272.0	13.9	9.3	805 (296)	13.9	9.3			
	小杉駅・水戸田經由大門線	346 (467)	74.1	6	4.0	346 (467)	6.0	4.0			
	小杉駅・金山線	12,299 (12,862)	95.6	33.6	12.2	10,669 (11,480)	43.7	14.0	1,630 (1,382)	13.4	6.7
	小杉地区循環線	25,053 (24,332)	103.0	68.5	12.3	19,843 (19,567)	81.3	13.3	5,210 (4,765)	42.7	9.5
	小杉駅・太閤山線	55,142 (56,308)	97.9	150.7	7.6	42,523 (44,700)	174.3	7.5	12,619 (11,608)	103.4	7.7
	小杉駅・白石經由足洗線	12,954 (13,389)	96.8	35.4	9.5	11,231 (11,655)	46.0	11.2	1,723 (1,734)	14.1	4.7
	小杉駅・大江經由足洗線	13,059 (13,860)	94.2	35.7	8.7	10,926 (11,590)	44.8	9.7	2,133 (2,270)	17.5	5.8
	海王丸パーク・ライトレール接続線	1,478 (1,555)	95.0	12.1	3.0				1,478 (1,555)	12.1	3.0
	堀岡・片口經由小杉駅線	21,403 (21,824)	98.1	58.5	11.2	15,480 (17,487)	63.4	11.3	5,923 (4,337)	48.5	10.8
	合計	375,770 (404,389)	92.9		9.1	312,735 (341,396)		9.6	63,035 (62,993)		7.3

備考 路線番号 ~ については、12月～2月の平日のみ運行
利用者数下段カッコの数値は、平成30年度の利用者数

(2) デマンドタクシー

デマンドタクシーは、大門・大島地区を対象に、平成24年4月から本格運行を行っている。令和元年度の総利用者数は、前年度と比較し1,095人増の15,278人となった。

内訳としては、60歳以上の利用者が93.6%、また、女性利用者が73.4%であり、目的地は、真生会富山病院が24.5%、鉄道駅が11.7%、射水市民病院が9.7%、ショッピングセンターが8.3%、コミュニティセンターが7.4%等となった。

利用状況 (4/1～3/31 366日間)

	令和元年度	平成30年度	前年比(%)
利用者数(人)	15,278	14,183	107.7
1日平均(人)	41.7	38.9	107.2
運行台数(台)	9,044	8,523	106.1
1日平均運行台数(台)	24.7	23.4	105.6

(利用者の内訳)

		令和元年度	平成30年度	前年比(%)
性別	男性	26.6%	22.5%	118.2
	女性	73.4%	77.5%	94.7
年齢別	60歳以上	93.6%	91.6%	102.2
	60歳未満	6.4%	8.4%	76.2
目的地別	真生会富山病院	24.5%	27.3%	89.7
	鉄道駅 (小杉駅、越中大門駅)	11.7%	10.2%	114.7
	射水市民病院	9.7%	8.7%	111.5
	ショッピングセンター (イタウン、いみずの ショッピングタウンアルビス)	8.3%	7.6%	109.2
	コミュニティセンター	7.4%	7.5%	98.7
	その他	38.4%	38.7%	99.2

万葉線について

万葉線は、平成14年度に第三セクターとして開業以来、本市、高岡市、万葉線株式会社が一体となって、設備の更新や各種イベントを実施する等、維持・活性化を図ってきた。

令和元年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や休校、外出自粛などにより定期、定期外共に減少し、前年度と比較して合計で56,458人減の1,135,583人となり、旅客収入は、前年度と比較して3,173千円の減となった。

1 年度別 利用状況

(単位:人)

年度	定期			定期外	合計	前年比 (%)	一日 当たり
	通勤	通学	定期計				
平成27年度	162,293	303,208	465,501	719,655	1,185,156	94.5	3,238
平成28年度	153,299	292,479	445,778	709,730	1,155,508	97.5	3,166
平成29年度	175,011	315,668	490,679	703,989	1,194,668	103.4	3,273
平成30年度	201,900	294,318	496,218	695,823	1,192,041	99.8	3,266
令和元年度	190,692	278,148	468,840	666,743	1,135,583	95.3	3,103

2 営業成績

(単位:円)

		令和元年度	平成30年度	前年比(%)	
旅客 収入	定期外	119,157,719	124,129,071	96.0	
	定期	通勤	28,419,015	27,996,980	101.5
		通学	25,582,656	24,206,420	105.7
		計	54,001,671	52,203,400	103.4
	合計	173,159,390	176,332,471	98.2	

公共交通コーディネーター（地域おこし協力隊）の任用について

1 目的

今夏オープン予定のクロスベイ新湊の公共交通ターミナルを活用し、公共交通の利用促進及び公共交通を生かした地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊員として公共交通コーディネーターを任用する。

2 勤務条件等

- (1) 勤務場所 クロスベイ新湊 外
- (2) 勤務日数 週5日間

3 業務内容

- (1) 万葉線の利用促進に向けた事業の企画
- (2) 万葉線対策協議会、万葉線を愛する会が実施する事業のサポート
- (3) SNS等の各種情報ツールによる公共交通情報発信活動
- (4) 万葉線とコミュニティバスとの連携強化に係る取組
- (5) その他公共交通を生かした地域活性化活動

4 任用期間

任用日～令和3年3月31日（任期：任用の日から最長3年）

5 スケジュール

- 7月 募集
- 8月 採用審査（一次審査：書類、二次審査：面接）
- 9月 着任

6 予算要求額

2,276千円

「射水市生活困窮者住居確保給付金」の支給対象の拡大について

1 概要

離職、廃業等により経済的に困窮した方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居の喪失のおそれのある方等を対象に、賃貸住宅の家賃相当分の住居確保給付金を支給する制度である。支給対象は、これまで離職又は廃業後2年以内の方に限定されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由や個人の都合によらないで給与等が減少して、離職又は廃業と同程度の状況になった方も対象に加わった。

2 支給要件

収入要件

世帯収入の上限額が、市町村民税均等割が非課税となる収入の1/12に家賃額（住宅扶助基準額の上限）を加えた額を超えないこと

世帯人数	基準額	家賃額	収入基準額
1人	7.8万円	2.2万円	10.0万円
2人	11.5万円	2.6万円	14.1万円
3人	14.0万円	2.9万円	16.9万円

資産要件

世帯の預貯金額が、次の表を超えないこと

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69.0万円
3人	84.0万円

世帯員4人以上の場合は、預貯金上限額100万円

求職活動要件

誠実かつ熱心に求職活動を行うこととされているが、今回、要件が緩和され、必須であったハローワークへの求職申込みが不要となった。

3 支給額

世帯の月収が基準額以下の場合は家賃額

世帯人数	支給額
1人	2.2万円
2人	2.6万円
3人	2.9万円

世帯の月収が基準額を超える場合は、以下の数式により算定

家賃額（住宅扶助基準額が上限） $\left(\frac{\text{世帯の月収額}}{\text{基準額}} \right)$

4 支給期間及び支給方法

支給期間 3か月間（最長9か月まで延長可能）

支給方法 賃貸住宅の賃貸人又は不動産業者等への代理納付

5 申請窓口

自立相談支援機関窓口（射水市社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 介護保険の第1号保険料の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国が定める基準に基づき介護保険の1号保険料の減免を行うもの。

2 減免対象者及び減免額

適用範囲（減免対象）	減免額
(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の <u>主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合</u>	全額免除
(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の及びに該当する者</u> 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 減少すると見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	対象保険料額（*1）の全額又は10分の8を減免 （算定については、以下の「減免額の計算式」とおり）

「減免額の計算式」

$$\text{対象保険料額（*1）} \times \text{減額又は免除の割合（*2）} = \text{保険料減免額}$$

（*1）対象保険料額

主たる生計維持者の減少する（と見込む）前年の所得金額の合計所得金額に占める割合を介護保険料額に乗じる。

（*2）減額又は免除の割合

前年の合計所得金額（生計維持者）	減額又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、上記にかかわらず全部を免除

3 減免対象期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日（遡及適用可）

4 財源措置（予定） 10/10 補助

緊急経済対策予算（6/10）、特別調整交付金（4/10）

5 申請方法及び受付

令和2年度介護保険料決定通知送付後に、郵送又は窓口で申請受付

6 市民への周知

令和2年度介護保険料決定通知送付時に案内、7月広報、市ホームページ及びCATVでの広報予定

令和元年度介護保険事業執行状況等について

1 第1号(65歳以上)被保険者の状況について

(単位：人、%)

区 分	令和元年 10月1日①	平成30年 10月1日②	対前年比	差 引 (①－②)
人 口	92,942	93,194	99.7	▲ 252
65歳以上	27,869	27,700	100.6	169
65～74歳	14,069	14,349	98.0	▲ 280
75歳以上	13,800	13,351	103.4	449
高齢化率 ※	30.0	29.7	101.0	

※ 高齢化率＝65歳以上／人口

(単位：%)

(参考) 高齢化率	R1. 10. 1	H30. 10. 1	対前年比
富山県	32.3	31.9	101.3
国	28.4	28.1	101.1

2 要介護認定の状況について

(1) 要介護・要支援認定者数

(単位：人、%)

区 分	令和元年 10月1日①	平成30年 10月1日②	対前年比	差 引 (①－②)
第1号被保険者	4,907	4,795	102.3	112
第2号被保険者	98	104	94.2	▲ 6
計	5,005	4,899	102.2	106
認定率 ※	17.6	17.3	101.8	

※ 認定率＝第1号認定者数／65歳以上被保険者数

(2) 要介護度別の状況

(単位：人、%)

区 分	令和元年 10月1日①	平成30年 10月1日②	対前年比	差 引 (①－②)
要支援 1	430	419	102.6	11
要支援 2	542	488	111.1	54
要介護 1	1,166	1,142	102.1	24
要介護 2	847	867	97.7	▲ 20
要介護 3	715	670	106.7	45
要介護 4	756	756	100.0	0
要介護 5	549	557	98.6	▲ 8
計	5,005	4,899	102.2	106

3 介護サービスの利用状況について

(1) 介護サービス利用者数

(単位：人、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年比	差引 (①-②)
	利用者数①	構成比	利用者数②	構成比		
居宅サービス	101,375	81.6	96,617	81.3	104.9	4,758
地域密着型サービス	12,492	10.1	11,972	10.1	104.3	520
施設サービス	10,329	8.3	10,268	8.6	100.6	61
計	124,196	100.0	118,857	100.0	104.5	5,339

(2) 介護給付費の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年比	差引 (①-②)
	給付費①	構成比	給付費②	構成比		
居宅サービス	3,137,646	37.6	3,027,954	37.8	103.6	109,692
地域密着型サービス	1,890,667	22.7	1,761,025	22.0	107.4	129,642
施設サービス	2,847,559	34.1	2,771,491	34.6	102.7	76,068
特定入所者介護サービス等 ※	466,272	5.6	452,629	5.6	103.0	13,643
計	8,342,144	100.0	8,013,099	100.0	104.1	329,045

※ 特定入所者介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費、審査支払手数料の合計

特定入所者介護(予防)サービス費…低所得の介護保険施設入所者(短期入所サービス利用者を含む)の食費や居住費の負担限度額を超えた分に係る保険給付のこと。

4 地域密着型サービスの基盤整備状況について

(1) 令和元年度実績

サービス種類	第6期末現在 (平成30年3月末)		第7期整備計画・実績							
			平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度計画		計	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
① 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	1	50	—	—	—	—	—	—	—	—
② 夜間対応型訪問介護	1	70	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 認知症対応型通所介護	6	72	—	—	—	—	▲1 (1)	▲12 (12)	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	11	292	▲1	▲29	1	29	—	—	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	16	233	—	—	—	—	1	18	1	18
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設	1	29	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦ 看護小規模多機能型居宅介護	—	—	1	29	—	—	1	29	2	58
⑧ 地域密着型通所介護	15	214	▲1	▲8	—	—	(1)	(18)	0	10

() については、第7期介護保険事業計画期間中に整備を予定している数

ア 「③認知症対応型通所介護」について

・1事業所が、令和2年4月30日で事業を廃止した。(▲12名定員)

イ 「④認知症対応型共同生活介護」について

・1事業所が、平成31年4月にサービスを開始した。(29名定員)

ウ 「⑤認知症対応型共同生活介護」について

・1事業所が、令和2年4月にサービスを開始した(18名定員)

エ 「⑦看護小規模多機能型居宅介護」について

・1事業所が、令和3年3月からサービスを開始予定である。(29名定員)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険税の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を行うもの。

2 減免対象世帯及び減免額

適用範囲（減免対象）	減免額
(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の <u>主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u>	全額免除
(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「<u>事業収入等</u>」という。）の減少が見込まれる世帯</u> <要件> <u>主たる生計維持者について、次の～の全てに該当する場合</u> 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 減少すると見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて対象保険税額（*1）を減額又は免除（*2） 〔 算定については、以下の「減免額の計算式」とおり 〕

「減免額の計算式」

$$\text{対象保険税額（*1）} \times \text{減額又は免除の割合（*2）} = \text{減免額}$$

（*1）対象保険税額...『主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額』の『世帯の前年の合計所得金額』に占める割合を保険税額に乗じた額

（*2）減額又は免除の割合

前年の合計所得金額（生計維持者）	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除。

3 減免対象期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日（遡及適用可）

4 財源措置 10/10補助

国民健康保険災害臨時特例補助金（6/10）、特別調整交付金（4/10）

5 申請方法及び受付

令和2年度国民健康保険税納税通知書の送付後に、郵送又は窓口で申請受付

6 市民への周知

令和2年度国民健康保険税納税通知書送付時、被保険者証更新時の同封チラシ及び7月広報、ホームページ等に掲載予定